

< 活動組織 >

P.5

1. 対象となる活動組織について

- (問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。
- (問 C-1-2) 活動組織の採択に当たっての要件は何ですか。
- (問 C-1-3) 活動組織の採択に当たって、優先する団体にはどのようなものがありますか。
- (問 C-1-4) 活動組織の採択に当たって、優先するよう配慮する団体にはどのようなものがありますか。
- (問 C-1-5) 活動組織の採択に当たって、平成 3 0 年度から中山間地農ルネッサンス事業の支援事業として優先的に採択することとなった、農地などの維持保全にも資すると認められる取組の例は。
- (問 C-1-6) 団体の規約が別にある場合でも、新たに作成しなければなりませんか。【千】
- (問 C-1-7) 活動組織設立日とはいつのことを指すのですか。【千】

2. 対象森林について

- (問 C-2-1) 3 か年の活動計画期間内に森林経営計画を立てた場合、本交付金の対象となりますか。【千】
- (問 C-2-2) 登記簿地目「畑」だが、農業委員会の発行する非農地証明を取得すれば対象森林としてよいですか。【千】
- (問 C-2-3) 国有林野内での活動に対しても活用可能ですか。
- (問 C-2-4) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になりますか。
- (問 C-2-5) 森林経営計画が策定された森林で活動申請が認められるのは、どのような場合ですか。
- (問 C-2-7) 本交付金の支援対象である「森林」とはどのような場所をいうのですか。(例えば、耕作放棄地は含まれますか)
- (問 C-2-8) 過去に策定した 3 年間の活動計画書に位置付けられた森林で、4 年目以降に同じ内容の活動を行う場合、交付金の交付対象となりますか。
- (問 C-2-9) 保安林での活動も対象となりますか。【千】

3. 交付金算定面積について

- (問 C-3-1) 活動の規模要件は。
- (問 C-3-2) 点在する 0.1ha 未満の森林を集積して 0.1ha 以上にすることは可能ですか。
- (問 C-3-3) 面積を算定するとき、小数点以下の数字の扱いはどうなりますか。
- (問 C-3-6) 1 年目に地域環境保全タイプで伐採・集積を行い、2 年目に森林資源利用タイプで運び出す場合、2 年目の面積はどのように算定すれば良いですか。

4. 森林所有者との協定について

- (問 C-4-1) 協定期間はどの程度の期間結べば良いですか。【千】
- (問 C-4-2) 1 年目に間伐を行い、その後は 3 年間でその場所での活動予定が無い場合でも 3 年間の協定が必要ですか。
- (問 C-4-3) 森林所有者との協定締結後に注意すべき事項はありますか。
- (問 C-4-4) 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはありますか。

(溶け込み版)

(問 C-4-6) 協定締結にあたり、対象となる土地が相続登記をされていない場合の協定書の添付書類はどのようになりますか。

また、市町村が発行する『固定資産評価証明』に記載の「相続人」のみと協定を締結すればよいですか。【千】

(問 C-4-7) 活動場所となる森林が共有林 (複数の地権者) で実質は地元の町会が管理している場合、町会長と協定を結べば対象となりますか。【千】

(問 C-4-8) 県の里山活動協定に基づき協定を締結していますが、新たに協定を締結する必要がありますか。【千】

(問 C-4-9) 活動終了後の森林について、協定に明記することはありますか。【千】

5. 対象活動について

(問 C-5-1) 他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となりますか。【千】

(問 C-5-2) 森林の見回りのみの活動は交付対象になりますか。

(問 C-5-3) 要領の活動内容欄に記載されている活動であれば、そのうち一つでも行えば交付金がもらえますか。

(問 C-5-5) 毎年 1 回以上実施することになっている安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等は、どのようなものですか。

(問 C-5-6) 里山林に特用林産物等を植栽する場合、本交付金の対象になりますか。

(問 C-5-7) 3 年間同じ場所で同じタイプの事業を続けて行っても構いませんか。【千】

6. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

(問 C-6-1) 活動はどの程度行えば良いですか。

(問 C-6-2) 活動を確認してもらうための情報はどのように残せばよいですか。活動記録の必須要件は何ですか。【千】

7. 交付金の使途について

a. 交付金使途全般

(問 C-7-a-1) 活動推進費について 5 万円しか使用しない場合でも、15 万円で要求する必要がありますか。

(問 C-7-a-2) 活動交付金の使途について、取組タイプごとに振り分けて支出・整理しなければいけませんか。(例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別をすることは困難。)

(問 C-7-a-3) 事業を実施した結果、活動組織内での交付金の減額が必要となったが 30% 未満の減額であっても申請や届出は必要ですか。

(問 C-7-a-4) 概算払いを受けた交付金を使い切れなかった場合は、どうなりますか。

(問 C-7-a-5) 消費税の取扱いに関して注意がありますか。

(問 C-7-a-6) 活動推進費はどのような使い方が認められるのですか。

(問 C-7-a-8) 複数のタイプの活動を行う場合、タイプ間で交付金を流用することは可能ですか。

(問 C-7-a-9) 3 年間の活動が継続できなくなった場合、交付金返還の必要がありますか。【千】

(問 C-7-a-10) 協議会が認める交付金返還にあたらぬ場合とは。【千】

(問 C-7-a-11) 交付金の振込先として既存の通帳でも構いませんか。【千】

(問 C-7-a-12) 補助対象となる期間はいつからですか。【千】

(問 C-7-a-13) 次の場合は必要経費として認められますか。 活動組織構成員の所有する車両や機材等の賃借、 活動組織構成員が経営する会社等からの物品等 (資機材や各種消耗品等) の調達【千】

b. 構築物・資機材・消耗品

- (問 C-7-b-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。【千】
- (問 C-7-b-2) 資機材・施設の上限額はありますか。
- (問 C-7-b-3) 3年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなりますか。【千】
- (問 C-7-b-4) あずまやや炭焼き小屋を作成したいが、以下のそれぞれの場合に交付金(資機材費)の対象となりますか。
- 資材を購入し、後は自分たちで設置する。設置費を含めて購入する。
- (問 C-7-b-5) 資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくては行けませんか。
- (問 C-7-b-6) 機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能ですか。
- (問 C-7-b-7) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは。
- (問 C-7-b-8) 消耗品と資機材の分け方はどうすれば良いですか。
- (問 C-7-b-9) 消耗品費や資機材費で中古の商品を購入したいが良いですか。
- (問 C-7-b-10) 活動の際に脱水症状防止のために水やスポーツドリンクを購入したいが対象となりますか。
- (問 C-7-b-11) エピペン(ハチアレルギーショックを防ぐための注射器)の購入経費は対象ですか。
- (問 C-7-b-12) あずまやとはどういうものですか。【千】
- (問 C-7-b-13) 資機材の対象として苗木がありますが、果樹も対象となりますか。【千】

c. 委託

- (問 C-7-c-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。【千】
- (問 C-7-c-2) 活動計画書に位置付けられた雑草木の刈払い等の森林整備や路網設置等の活動を外部委託することはできますか。【千】

d. 人件費(日当)

- (問 C-7-d-1) 日当を支払うに当たり、領収書等は必要ですか。
- (問 C-7-d-2) 日当等に係る源泉徴収は行わなければ行けませんか。
- (問 C-7-d-4) 日当に交通費を含めることは可能ですか。【千】

e. その他(対象用途の確認)

- (問 C-7-e-1) 交付金の使途として、土地の借上料は認められますか。
- (問 C-7-e-2) 活動組織の構成員に安全講習等の講師の依頼を行う場合、講師に対する謝金は認められますか。【千】
- (問 C-7-e-3) 交通費は認められますか。【千】
- (問 C-7-e-4) 傷害保険は年間契約でも全額交付対象となりますか。【千】
- (問 C-7-e-5) 本交付金を受けるための事務でかかった人件費、消耗品等は対象となりますか。【千】
- (問 C-7-e-6) 資格取得のための資格の受験料は対象となりますか。
- (問 C-7-e-7) 活動組織の構成員に安全講習等(問 C-5-5 と同様の安全講習等)を行うため、事前に外部講習に参加する場合、交付金の中から支出してよいか。

f. 事務

- (問 C-7-f-1) 口座利子が発生した場合の取扱いは。
- (問 C-7-f-2) 振込手数料等は交付金の対象ですか。
- (問 C-7-f-3) 事業費とはどのような費用のことですか。

D <タイプ別 (地域環境保全タイプ) >

P.16

1.面積の算定について

(問 D-1-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵・鳥獣害防止柵を設置する場合や作業道法面を刈り払う場合の面積の算出方法は、【千】

2.対象活動の要件

(問 D-2-1) 間伐は対象となりますか。

(問 D-2-2) 皆伐は対象となりますか。

(問 D-2-3) 竹林整備として認められるのはどのような状態ですか。【千】

(問 D-2-4) 対象森林内であれば、農作物の被害を防止するために鳥獣害防止柵を設置してもよいですか。

3.交付金の使途

(問 D-3-1) 木を伐採した後に廃棄物として焼却等の処理をする場合、どこまでが交付金対象となりますか。

4.侵入竹駆除・竹林整備の内容

(問 D-4-1) 竹林整備に必要な作業道の作設、施肥や竹炭焼きは交付金対象となりますか。

E <タイプ別 (森林資源利用タイプ) >

P.17

1.面積の算定について

(問 E-1-1) 薬用植物や花木等の特用林産物の採取や生産で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行うのですか。

2.対象活動の要件

(問 E-2-1) 間伐は対象となりますか。

(問 E-2-2) 活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工は何を想定していますか。

(問 E-2-3) 活動の成果として収入があっても差し支えありませんか。

(問 E-2-4) 薪ストーブ・ボイラー等の設置場所はどのような場所であれば認められますか。

3.交付金の使途

(問 E-3-1) 木を伐った後に利用する場所まで材を持って行きたいが、対象となりますか。

(問 E-3-2) 薬用植物の採取、生産は対象となりますか。また、薬用植物以外でも対象ですか。

G <タイプ別 (森林機能強化タイプ) >

P.18

1.申請方法

(問 G-1-1) 森林機能強化タイプの取組延長はどのように確定すればよいのですか。【千】

2.交付金の使途

(問 G-2-1) 森林機能強化タイプの実施に必要な「機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、傷害保険等」は交付金の対象となりますか。

H <その他 >

P.18

(問 H-3) 会計検査はどこが対応するのですか。【千】

< 活動組織 >

1. 対象となる活動組織について

(問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。

(答) 構成員は3名以上とし、森林所有者、地域住民、自治会、NPO 法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等が構成員になれます。なお、これらのうち、法人や団体については、その構成員や従業員等が3名以上いれば団体単独で活動組織となることもできます。

(問 C-1-2) 活動組織の採択に当たっての要件は何ですか。

(答) 次に掲げる事項のすべてを満たしている場合について採択するものとします。

- ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性を確認していること。
- イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的に活動できる組織であること。
- ウ 活動期間中に毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の研修を実施することにより、一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。
- エ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- オ 活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法が記載されていること。

(問 C-1-3) 活動組織の採択に当たって、優先する団体にはどのようなものがありますか。

(答) 地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援(資機材・施設の整備に係る支援を除く。)を行う活動であること。

(問 C-1-4) 活動組織の採択に当たって、優先するよう配慮する団体にはどのようなものがありますか。

(答) 次のような団体があります。

- ア これまで長期にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの(当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含みます。)
- イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動であること。
- ウ 地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1未満の額の支援を行う活動であること。

(問 C-1-5) 活動組織の採択に当たって、平成30年度から中山間地農ルネッサンス事業の支援事業として優先的に採択することとなった、農地などの維持保全にも資すると認められる取組の例は。

- (答) 具体的な取り組みとしては、農地と近接する里山林等で実施する
- 森林を維持管理するための景観保全・整備活動
 - 森林資源を農業用資材や施肥原料等へ利活用する活動
- ③ 鳥獣害防止柵の設置・維持管理活動
などの活動を想定している。

(問 C-1-6) 団体の規約が別にある場合でも、新たに作成しなければなりませんか。【千】

(答) 本交付金の活用にあたっては、国の要領に定められている書類の調製、整備が大前提となりますので、規約(例)に沿って新たに作成してください。

なお、NPO法人の場合は、定款等により「活動に際し必要な事項は別に定める」という記載があると思われまますので、その規定により、定款等に記載のない事項は別に定めてください。

(問 C-1-7) 活動組織設立日とはいつのことを指すのですか。【千】

(答) 活動組織は、本交付金の活動をするための組織であるため、当該組織が実施要領に沿う形で規約等を総会等で決定し施行された日とします。

2. 対象森林について

(問 C-2-1) 3 か年の活動計画期間内に森林経営計画を立てた場合、本交付金の対象となりますか。【千】

(答) 森林経営計画の計画期間に入るまでは対象となるが、森林経営計画を樹立した日(計画期間の始期)以降は本交付金を利用できないことに留意願います。協定の対象となる森林において森林経営計画を策定しようとする計画等がある場合、協定締結者との間で十分協議してください。

(問 C-2-2) 登記簿地目「畑」だが、農業委員会の発行する非農地証明を取得すれば対象森林としてよいですか。【千】

(答) 計画書に非農地証明の写しを添付することで、対象森林とすることができます。千葉県においては、非農地証明の申請受付及び交付は各市町村(委譲市である千葉・流山・我孫子を除く)の農業委員会で行います(証明は知事名)。現地確認を要するため、交付までに1~2カ月かかることがあります。また、その他その土地に関する規制があり、本事業の取組みができない場合は対象外です。

(問 C-2-3) 国有林野内での活動に対しても活用可能ですか。

(答) 国有林野内の活動に対しても、国(森林管理署等)との協定を締結すること(既存の協定の利用を含む)で活用可能です。申請にあたっては森林管理局に事前によくご相談ください。

また、分収造林制度についても造林者と協定を締結することで活用可能です。

(問 C-2-4) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になりますか。

(答) 同じ場所でも過去(前年度又はそれ以前)であれば、交付対象としてかまいません。ただし、二重補助になる場合や過去の事業の効果を減ずる場合、又はその他事業で制限がある場合は交付対象となりません。

(問 C 2-5) 森林経営計画が策定された森林での活動申請が認められるのは、どのような場合ですか。【千】

(答) 森林機能強化タイプを地域環境保全タイプまたは森林資源利用タイプと組み合わせて実施する場合において、地域環境保全タイプまたは森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林に到達するために必要となる歩道や作業道等を作設する場合には認められます。なお、作業道等の開設により伐採を伴う場合には、事前に森林経営計画の変更が必要となるので、ご注意ください。

森林経営計画が策定された森林では、地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプ

の活動は認められないので、注意されたい。

森林経営計画の計画期間が満了した場合であっても、過去の 事業の効果を減ずる場合等は交付対象とできません。

(問 C 2-7) 本交付金の支援対象である「森林」とはどのような場所をいうのですか。
(例えば、耕作放棄地は含まれますか。)

(答) 「森林」とは木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹または、その土地の状態から社会通念上立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地を言いますが、この場合、単に現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地である必要があります。

なお、農地や墓地については、関係法制度に基づき、それぞれ農地や墓地の用に供される土地とされたものであることから、現況としては木竹が集団して生育しているだけでなく、農地であれば非農地証明を取得すること、墓地であれば都道府県知事等の廃止許可を得ていることが必要です。この他にも関係法制度に基づき、木竹の生育とは異なる用途に供されることになっている土地(例：河川区域)についても対象となりません。(これらのことから、耕作放棄地では木竹が集団して生育している場合でも、非農地証明を取得するまでは本交付金の支援対象である「森林」ではありません。)

(問 C-2-8) 過去に策定した 3 年間の活動計画書に位置付けられていた森林で、4 年目以降に同じ内容の活動を行う場合、交付金の交付対象となるか。

(答) 原則、交付対象とならない。ただし、次に掲げる事項は、当面の間、同じ場所で同じ内容の活動であっても交付対象とすることができる。

- ア 活動計画期間(2 期目)において、2 年目までの活動組織が残りの期間に行う活動
- イ 特定有人国境離島地域で計画された活動
- ウ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第 2 に定める地域別農業振興計画に位置付けられた活動のうち、農地等の維持保全にも資する取組
- エ 上記のほか、自然災害の防止など、特に必要と認められる活動

(問 C-2-9) 保安林での活動も対象となりますか。【千】

(答) 可能ですが、保安林にはその指定ごとに「指定施業要件」があり、森林整備(下草刈りや落葉かき等も含む)に際し知事の許可や届け出が必要となる場合があります。保安林制度については、県林業事務所にお問い合わせください。

3 . 交付金算定面積について

(問 C-3-1) 活動の規模要件は。【千】

(答) 所有者と合意(協定を締結)すべき最小面積は 0.1ha 以上です。

また、1 団体当たりの年間の交付金上限額 500 万円(国費部分のみ)は、当該組織が申請する活動推進費(112,500 円上限。初年度申請団体のみ)、地域環境保全タイプの活動費(12 万円/ha または 28.5 万円/ha)、森林資源利用タイプの活動費(12 万円/ha)、資機材の購入費(購入額の 1/2 または 1/3 以内)それぞれの交付金額を合算したものです。

(問 C-3-2) 点在する 0.1ha 未満の森林を集積して 0.1ha 以上にすることは可能ですか。

(答) 0.1ha 未満の点在する森林はカウントできません。

(問 C-3-3) 面積を算定するとき、小数点以下の数字の扱いはどうなりますか。【千】

(答) 小数第 1 位まで認められます。

(問 C-3-6) 1 年目に地域環境保全タイプで伐採・集積を行い、2 年目に森林資源利用タイプで運び出す場合、2 年目の面積はどのように算定すれば良いですか。

(答) 1 年目に伐採を実施した面積から材を集めているため、2 年目の面積は 1 年目の面積と同じものとして算定してください。

4 . 森林所有者との協定について

(問 C-4-1) 協定期間はどの程度の期間結べば良いですか。【千】

(答) 3 年以上としてください。

(問 C-4-2) 1 年目に間伐を行い、その後は 3 年間でその場所での活動予定が無い場合でも 3 年間の協定が必要ですか。

(答) 1 年目で間伐が終了しても、対象森林面積が転用により減少すること (遡って交付金の返還を求められる) が無いよう、また、2 年目、3 年目においても必要に応じて鳥獣害や気象災害等への対応など、計画変更等で取組が実施できるように 3 年間の協定を結ぶことが必要です。

(問 C-4-3) 森林所有者との協定締結後に注意すべき事項はありますか。

(答) 森林所有者との協定書は、本交付金の活動が円滑に実施でき利用、その内容について定めることを目的としています。協定締結後に協定の対象となる森林において、森林所有者 (又は森林所有者から委託を受けた者) が、森林経営計画を策定しようとする場合、又は、立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、活動組織と事前に協議するよう周知徹底願います。また、森林経営計画を樹立した日 (計画期間の始期) 以降は本交付金を利用できないことにもご留意ください。

(問 C-4-4) 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはありますか。

(答) 今般、協定書 (例) において、森林所有者が協定締結後の森林経営計画策定に係る取扱について新たな条文を設けたところです。この内容については、活動団体の構成員である森林所有者であっても遵守してもらう必要があることから、活動団体の構成員が森林所有者である場合でも省略することはできません。なお、活動団体が森林所有者である場合は、登記簿等の所有や権原が確認できるもので代えることができます。

(問 C-4-6) 協定締結にあたり、対象となる土地が相続登記をされていない場合の協定書の添付書類はどのようになりますか。また、市町村が発行する『固定資産評価証明』に記載の「相続人」のみと協定を締結すればよいですか？【千】

(答) 土地の権利が未登記であったり、共有者や未相続であったりするなどの場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等 (遺言書や遺産分割協議書など) あるいは、戸籍事項証明書や相続関係図により、必要な権利関係者からの同意が確認できる書類を添付することが必要となります。

つまり、遺産分割協議書や、遺言状がない場合は、対象土地の登記簿に、下記、の書類を添付して下さるようお願いいたします。

1 権利関係がわかる書類として、「戸籍事項証明書」を取得したのち、

2 法定相続人 (配偶者や子) すべてから記名、押印していただいた
「土地使用同意書」

3 このほか、他に土地の権利関係者がいないことを御家族から確認することが必要。

また、「固定資産評価証明」にある「相続人」の記載は「相続人 (の 1 人) であり、その土地に係る固定資産税等の納税義務者である」ことは分りますが、他にも相続人が存在する可能性がありますので、有効な添付書類ではありません。

法定相続人すべての同意を得ない協定は、他の相続人がその持ち分を売買したり、活動について非協力的であるなど、のちのトラブルにつながるおそれがあり、ひいては交付金返還等の活動組織の不利益が生じる等の可能性が大きくなりますので、ご注意ください。

(問 C-4-7) 活動場所となる森林が共有林 (複数の地権者) で実質は地元の町会が管理している場合、町会長と協定を結べば対象となりますか。【千】

(答) 登記簿を確認いただき「共有林」の登記がされており、町会の規約で「共有林の管理」についての記載があれば土地所有者を町会長として協定を結んでいただくことで対象となります。(協定書に登記簿及び町会の規約を添付してください。)

(問 C-4-8) 県の里山活動協定に基づき協定を締結していますが、新たに協定を締結する必要がありますか。【千】

(答) 県の里山活動協定においては、国の要領に定められている「3年間の事業計画」の記載を求めています。本交付金事業は、土地所有者と活動組織が、当該土地における3年間の事業計画についての同意を得ることが必要ですので、県の活動協定を兼ねることはできません。そのため、新たに協定を締結する必要があります。

(問 C-4-9) 活動終了後の森林について、協定に明記することはありますか。【千】

(答) 活動組織は、活動が終了した後の森林の転用等について協定に明記しなければなりません。森林所有者が活動終了後おおむね5年を経過するまでの間は活動終了後の森林で森林以外の用途に転用する行為や立木の全面伐採除去等を行わないよう努めることを、活動組織は協定に明記し、森林所有者から同意を得なければなりません。

5. 対象活動について

(問 C-5-1) 他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となりますか。【千】

(答) 経理の区分を確実に行えば可能です。ただし、資機材の購入にあたっては、他の助成金との組み合わせはできません。

また、他の助成金が組み合わせ不可としている場合もあるので、ご注意ください。

(問 C-5-2) 森林の見回りのみの活動は交付対象になりますか。

(答) 見回りのみでは対象となりません。森林の整備等の他の活動に資するものとして実施してください。

(問 C-5-3) 要領の活動内容欄に記載されている活動であれば、そのうち一つでも行えば交付金がもらえますか。

(答) 記載されている活動でも、単独では交付金の対象とならないものもあります。例えば、地域環境保全タイプや森林資源利用タイプの場合、作業道の作設・修繕や土留め柵・鳥獣害防止柵、見回り、機械の取扱講習、安全講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等は単独では対象外です。

(問 C-5-5) 毎年 1 回以上実施することになっている安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等は、どのようなものですか。

(答) 安全講習や森林施業技術の向上の講習要件等については、次のようなものがあります。安全講習と森林施業技術の講習はどちらか一方を毎年 1 回以上実施すること。講習は対象森林内で行うこと。講習には、原則として活動に参加する全ての構成員が参加すること。講師は外部から招聘しても、内部で確保しても、どちらでも構わない。内部で講師を確保する場合、内部講師となる活動組織の構成員が外部講習に参加して、その内容をほかの構成員に伝達する研修も認められる。

(問 C-5-6) 里山林に特用林産物等を植栽する場合、本交付金の対象になりますか。

(答) 森林の状態として里山林を整備する目的で植栽するということであれば対象となりますが、例えば、里山のスギ林を皆伐してクリ園を造るような場合 (非森林の状態にする場合) には対象となりません。

(問 C-5-7) 3 年間同じ場所で同じタイプの事業を続けて行っても構いませんか？【千】

(答) 雑草木の刈払いや、落ち葉掻きなど、交付の対象となる森林の整備保全活動が行われていれば構いません。

6 . 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

(問 C-6-1) 活動はどの程度行えば良いですか。

(答) 地形や里山の状況等が地域によって様々なため、一律に定めることはしません。ただし、要領で定める様式 17 号での活動記録や作業写真整理帳によって活動したことを示すとともに、金銭出納簿で本交付金の使途を明確にする必要があります。

(問 C-6-2) 活動を確認してもらうための情報はどのように残せばよいですか。活動記録の必須要件は何ですか。【千】

(答) 要領で定める様式 17 号での活動記録や作業写真整理帳によって活動したことを示すとともに、金銭出納簿や領収証で本交付金の使途を明確にすることが必要です。(日ごとの記録 (日時、人数、タイプ、活動内容、写真) とそのリスト、人件費の領収証等) 写真は活動の有無を確認する重要な情報となることから、必ず毎回撮影してください。

7. 交付金の使途について

a. 交付金使途全般

(問 C-7-a-1) 活動推進費について、5 万円しか使用しない場合でも、15 万円要求する必要があるですか。

(答) 活動推進費については、上限額の 15 万円を必ず要求する必要はありません。実際にかかる費用を要求してください。

なお、活動推進費は国・県からのみの交付の場合、上限額は 131,250 円です。

(問 C-7-a-2) 活動交付金の使途について、各取組タイプで振り分けて支出・整理しなければいけませんか。(例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別をすることは困難。)

(答) 平成 27 年度から金銭出納簿にタイプ別を記載するようにしたところです(実施要領様式 18 号)。なお、燃油代等区別することが困難なものは、どちらかのタイプに一括にする、又はタイプ毎に案分して計上することは可能です。

(問 C-7-a-3) 事業を実施した結果、活動組織内での交付金の減額が必要となったが 30% 未満の減額であっても申請や届出は必要ですか。

(答) 交付金の減額が 30% 超であれば、事前に地域協議会へ採択変更申請書(実施要領様式 16 号)を提出してください。また、30% 以下であれば、実施状況報告書と同時に、採択変更届出書を提出してください。このほかにも軽微な変更のうち、地域協議会が非常に軽微な変更として届出不要とした場合、届出は不要です。(地域協議会に事前に相談すること。)

(問 C-7-a-4) 概算払いを受けた交付金を使い切れなかった場合は、どうなりますか。

(答) (問 C-7-a-3)を参考に交付金額の変更手続きを行うほか、既受領額と交付金確定額の差額を地域協議会に返納してください。また、交付金額が確定し返納が必要と判明した時点で、返納の時期について、地域協議会に事前に相談してください。

(問 C-7-a-5) 消費税の取扱に関して注意がありますか。

(答) 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合(収益事業を行っている団体等)は交付要綱に従い、消費税等相当額を減額して申請する等の手続を行う必要があります(交付要綱 2 ページ、3 ページ、別記様式第 5 号(20 ページ)参照)。

同消費税等相当額が無い場合は消費税を含んだ金額を申請できます(免税事業者、簡易課税制度の適用を受ける者等)。団体が消費税を含めて申請できる団体であるかわからない場合は、税務署等に問い合わせ確認してください。

交付金と消費税の還付を受けることにより、二重に国費を受けることが無いよう注意してください。

(問 C-7-a-6) 活動推進費はどのような使い方が認められますか。

(答) 活動推進費は、現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等の 3 年間の活動に対する準備を含めた活動が対象となります。このため、当面の活動に必要な消耗品の購入や保険加入、3 年間の活動の計画を立てるための試験的な活動もこの活動推進費の対象とすることができます。

(問 C-7-a-8) 複数タイプの活動を行う場合、タイプ間で交付金を流用することは可能ですか。

(答) できません。例えば、地域環境保全タイプの活動を 60,000 円/ha (国の交付単価より 60,000 円/ha 減額) で終了させ、地域資源利用タイプの活動を 240,000 円/ha (国の交付単価より 60,000 円/ha 増額) で行うなど、単価が変更となるような流用をすることはできません。

(問 C-7-a-9) 3 年間の活動が継続できなくなった場合、交付金返還の必要がありますか。【千】

(答) 継続した取組が実施されること、また、地域コミュニティが形成・強化されることが本交付金の目的です。このため、原則として、3 年間の活動を継続できなかった場合は、遡って交付金返還をする必要があります。(ただし、協議会が認める場合はこの限りではありません。)

(問 C-7-a-10) 協議会が認める交付金返還にあたらぬ場合とは。【千】

(答) 自然災害等により対象森林面積が減少した場合を想定しています。
なお、都市計画区域内等の森林で、相続が発生したことにより相続人が当該土地を売買し、宅地となった場合などはやむを得ない事情として認められます。
ただし、上記によらない通常の売買等による対象森林の減少は認められませんので交付金返還の必要があります。

(問 C-7-a-11) 交付金の振込先として既存の通帳でも構いませんか。【千】

(答) 当事業専用の通帳が必要になりますので、新規に作成してください。

(問 C-7-a-12) 補助対象となる期間はいつからですか。【千】

(答) 国等からの当該年度の交付決定を受け、地域協議会が各活動組織へ採択通知を交付した日 (採択通知日) から翌 2 月末までが交付金の対象期間です。
なお、採択通知日前行われた活動に要する経費については、交付金の対象外となりますのでご注意ください。
また、傷害保険料は、事業対象期間のみ助成対象となりますので、月割り計算となります。

(問 C-7-a-13) 次の場合は、必要経費として認められますか。【千】

活動組織構成員の所有する車両や機材等の賃借
活動組織構成員が経営する会社等からの物品等 (資機材や各種消耗品等)
の調達

(答) 、 とも「補助事業における利益等排除」の視点により対象外です。

b. 構築物・資機材・消耗品

(問 C-7-b-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。【千】

(答) 活動の委託や資機材等の購入については、各地域における一般的・妥当と認められる価格で発注・購入されていれば、契約方法について特に条件はありません。
10 万円以上の場合は 2 社以上から見積もりを徴し、金額の比較検討をしてください。

(問 C-7-b-2) 資機材・施設の上限額はありますか。

(答) 交付金全体で、1 活動組織あたり 1 年間で 500 万円の上限 (国費のみ) があります。
また、資機材・施設の内容は、活動規模に見合うものである必要があります。

(問 C-7-b-3) 3 年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなりますか。【千】

(答) 活動組織の所有・管理となります。なお、機材・施設の種類ごとに農林水産省が定める処分の制限期間があり、その制限期間内に処分すると交付金の返還対象となります。

(問 C-7-b-4) あずまやや炭焼き小屋を設置したいが、以下のそれぞれの場合に交付金 (資機材費) の対象となりますか。

資材を購入し、後は自分たちで設置する。 設置費を含めて購入する。

(答) 資材は資機材費で対象となるが、設置する際の人件費は対象外。
設置を含めて購入する場合は設置費も併せた額が資機材費の対象となります。

(問 C-7-b-5) 資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくては行けませんか。

(答) 地域において、リースされていない場合や、容易に利用できないことが明らかなものは比較しなくて構いません。それ以外の場合で、リースと比較する際にはどちらが交付金の負担額が小さいかで行います。

例) チッパーを 3 年間で 60 日使用する場合

リース 60 日 × 5 万円 = 300 万円

購入 400 万円 × 1/2 = 200 万円

このような場合であれば、購入した方が安い (リースの場合は全額交付金であることができるため、リースの全額と購入した場合の購入費の 1/2 の金額と比較する) ので、事業規模を考えた上で、事業に直接的に必要であれば購入して構いません。

(問 C-7-b-6) 機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能ですか。

(答) 機材の刃等の購入は修理 (部品交換) とみなすため資機材での購入は認められませんが、軽微な部品購入は消耗品として購入可能です。

(問 C-7-b-7) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは。

(答) ボルト、釘等は消耗品であるが、構築物を整備する場合のパーツとして購入する場合は、資材として扱います。

(問 C-7-b-8) 消耗品と資機材の分け方はどうすれば良いですか。

(答) 本事業における消耗品と資機材については、金額ではなく、用途で分けます。

消耗品は、使用に伴い直接摩耗・消耗するもの

(例 : チッパーの替え刃、チェーンソーのエンジンオイル、オノ、カマ、ノコギリ、ナタ)

資材は構造物の一部 (材料) となるものを言うが、構築物全体の耐用年数に比べて著しく早く劣化するものは消耗品として扱うこともできます

(例 : 鳥獣害防止柵のネット等、炭焼き窯の耐火煉瓦)

機材とは、使用に伴い直接摩耗・消耗しない製品 (摩耗・消耗部品を含む製品の場合も、新品として購入する際は製品全体を機材として扱う) であり、完成品として調達できるもの (例 : チッパー、チェーンソー、完成品の状態で引き渡されるあずまや) 。

(問 C 7-b-9) 消耗品費や資機材費で中古の商品を購入したいが良いですか。

(答) 中古の商品は適正価格や状態が不明確であるため、購入できません。

(問 C 7-b-10) 活動の際に脱水症状防止のために水やスポーツドリンクを購入したいが対象となりますか。【千】

(答) 水やスポーツドリンク等も食糧費としてみなされるため対象外です。
ただし、安全管理のためには水等は必要となるため、各自で持参し適宜給水しながら活動をしてください。

(問 C 7-b-11) エピペン(ハチアレルギーショックを防ぐための注射器)の購入経費は対象ですか。

(答) 健康保険が適用され、個人が医師の診療に基づき購入するものであるから対象外です。
なお、人件費として支払ったものから個人が購入することは可能です。

(問 C 7-b-12) あずまやとはどういうものですか。【千】

(答) 薪や資機材等を置いておくための簡易的な建物を想定していますので、建築確認が必要となるような規模の建物は設置できません。

なお、壁の有無は問いません。休憩施設としての利用も可能ですが、トイレを設置することはできません。(電気の引き込み工事、水道工事等の付随的な工事も不可)

(問 C 7-b-13) 資機材の対象として「苗木」がありますが、果樹も対象となりますか。【千】

(答) 果樹は対象となりません。

c. 委託

(問 C-7-c-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。【千】

(答) 活動の委託や資機材等の購入については、各地域における一般的・妥当と認められる価格で発注・購入されていれば、契約方法について特に条件はありません。
10万円以上の場合は2社以上から見積もりを徴し、金額の比較検討をしてください。

(問 C-7-c-2) 活動計画書に位置付けられた雑草木の刈払い等の森林整備や路網設置等の活動を外部委託することはできますか。【千】

(答) できません。ただし、大径木化した広葉樹の伐採や急斜面等に繁殖した荒廃竹林、その他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業などの場合は、森林組合やその他素材生産事業者などへ外部委託することができます。特別な場合とは、大径木の伐採などにお金がかかるため交付金の全額が委託で使われるが、活動組織の活動も大径木以外の雑草木の刈払いを対象森林全体に渡り実施する場合などです。この場合でも、交付金による活動であるため、活動記録や証拠となる写真の整理などは行う必要があり、活動組織による活動記録や証拠となる写真が確認できない場合は、委託で使われた交付金の支払いは認められません。特別な場合として委託が認められるかどうか、委託契約前に必ず地域協議会までご相談ください。

d. 人件費(日当)

(問 C-7-d-1) 日当を支払うに当たり、領収書等は必要ですか。

(答) 必要です。ない場合は交付金の対象経費として認められません。

(問 C-7-d-2) 日当等に係る源泉徴収は行わなければいけませんか。

(答) 活動組織によって異なるため、各地域の税務署にお問い合わせください。

(問 c-7-d-4) 日当に交通費を含めることは可能ですか。【千】

(答) 地域外の構成員が整備活動に参加されることもあると思われますので、交通費相当を日当に含めることも可能です。ただし、地域協議会において定めた、「森林整備作業等の活動に対する日当」の額以内とし、交通費を併せて支払うことはできません。

e. その他 (対象用途の確認)

(問 C-7-e-1) 交付金の使途として、土地の借上料は認められますか。

(答) 土地の借上料は、活動に対する支援とはみなせないため、不可です。

(問 C-7-e-2) 活動組織の構成員に安全講習等の講師の依頼を行う場合、講師に対する謝金は認められますか。【千】

(答) 講師謝金は外部招聘 (活動組織構成員以外) の場合のみ認められます。構成員に対しては通常の作業に要する日当の範囲内での支払いとなります。

(問 C-7-e-3) 交通費は認められますか。【千】

(答) 活動組織構成員や外部招聘講師にかかる交通費については認められません。地域協議会で別途定める日当及び謝金の範囲内での支払いとなります。

(問 C-7-e-4) 傷害保険は年間契約でも全額交付対象となりますか。【千】

(答) 年間契約の場合は、交付対象期間の月数のみ対象です。

なお、保険契約にあたってはイベントや活動ごとに単発で保険に加入する場合とどちらが適当か比較し、より適しているものを選択してください。

(問 C-7-e-5) 本交付金を受けるための事務でかかった人件費、消耗品等は対象となりますか。【千】

(答) 証拠書類 (領収書や活動写真) の整理や、地域協議会等に提出を要する書類の作成に要する人件費や紙代等の消耗品は対象となりません。ただし、「翌年度以降の作業見込を立てる話し合い等の森林整備をするうえで必要と認められる活動」は対象となります。この場合でも、話し合いの様子等の活動記録 (写真等) を残す必要があります。

(問 C-7-e-6) 資格取得のための資格受験料は対象となりますか。

(答) なりません。

(問 C-7-e-7) 活動組織の構成員に安全講習等 (問 C-5-5 と同様の安全講習等) を行うため、事前に外部講習に参加する場合、交付金の中から支出してよいか。

(答) 内部で講師を確保する場合、内部講師となる活動組織の構成員が外部講習を受ける際の受講料等 (旅費、人件費) は、交付金の中から支出することができます。

f. 事務

(問 C-7-f-1) 口座利子が発生した場合の取扱いは。

(答) 「その他の収入」として経理して差し支えありません。

(問 C-7-f-2) 振込手数料等は、交付金の対象ですか。

(答) 対象となりません。

(問 C-7-f-3) 事業費とはどのような費用のことですか。

(答) 本交付金の事業で支出された費用であり、国庫交付金のほか地方公共団体の上乗せ支援額による補助、資機材を購入した際の自己資金分や、自己資金を使って本交付金の事業で支出した費用が含まれます。

ただし、自己資金を使ったが、本交付金で認められていない用途で支出した費用は含まれません。

D <タイプ別 (地域環境保全タイプ) >

1 .面積の算定について

(問 D-1-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵・鳥獣害防止柵を設置する場合や作業道の法面を刈り払う場合の面積の算出方法は。【千】

(答) 森林整備の一環として、作業道や緩衝帯等の周辺の森林も整備することを想定しているため、「作業道等の作設のみ」、「土留め柵の設置のみ」等の上記の取組みだけを行う場合は本交付金の対象外です。必ず周辺森林の整備と併せて実施してください。

とくに、歩道 (遊歩道含む) の作設においては、作設した歩道の先の森林において森林整備活動を行う等の目的があつての作設であれば対象となります。この場合の面積の算出方法は、歩道等の延長面積ではなく、作設した歩道の先にある整備等を行う森林の面積です。

2 .対象活動の要件

(問 D-2-1) 間伐は対象となりますか。

(答) 間伐は対象となります。ただし、間伐をする場合は、集積までは行い、可能な限り搬出 (林内利用できるものは林内利用) をしてください。また、間伐を始める 90 ~ 30 日前までに活動地の所在する市町村に伐採届を提出してください。

(問 D-2-2) 皆伐は対象となりますか。

(答) 対象となる皆伐については次の、のとおり。

群状に伐採する場合：1 伐区 1ha 未満で 20m 以上の保存帯を設けること。

带状に伐採する場合：伐採幅は主伐木の平均樹高の 2 倍までとし、20m 以上の保存帯を設けること。

各種規制がかかっている場合には、それらをすべて満たすことが必要。

上記、の要件を担保するため、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があることに留意願います。(森林資源利用タイプも同様)

(問 D-2-3) 竹林整備として認められるのはどのような状態ですか。【千】

(答) 竹や笹が繁茂しており、もともと生育している木の成長が阻害されている区域で、竹等の侵入により、他の一般的な雑草とは異なり刈り払い等に相当の手間がかかる地域協議会が認めたものです。なお、採択申請書に添付する事業計画書を策定する際は図側等により対象面積を算定してください。後日現地の確認 (実測等) を行います。

(問 D-2-4) 対象森林内であれば、農作物の被害を防止するために鳥獣害防止柵を設置してもよいですか。【千】

(答) 事業対象森林内であれば、対象が森林に入る鳥獣、出る鳥獣のどちらであっても認められます。設置場所等については、土地所有者とよく話し合ってください。

3. 交付金の使途

(問 D-3-1) 木を伐採した後に廃棄物として焼却等の処理をする場合どこまでが交付金の対象となりますか。

(答) 処理をする際に、活動団体自らが現場から持ち出す際の燃油代、人件費を対象とすることができます。ただし、都道府県内の輸送に限ります。また、高速道路利用料は対象外です (都道府県外への輸送であっても隣接する市町村への輸送であること。ただし地域協議会が認める場合はこの限りではありません)。

4. 侵入竹除去・竹林整備の内容

(問 D-4-1) 竹林整備に必要な作業道の作設、竹の生産に必要な施肥、竹炭焼きは対象となりますか。

(答) 対象となります。地域環境保全タイプの侵入竹除去・竹林整備には、基本的に同タイプの里山林保全及び森林資源利用タイプの対象となる活動が含まれます。ただし、森林資源の販売・加工、特用林産物の栽培等の活動は、森林資源利用タイプに変更し実施してください。

E <タイプ別 (森林資源利用タイプ) >

1. 面積の算定について

(問 E-1-1) 薬用植物や花木等の特用林産物の採取や生産で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行いますか。

(答) 薬用植物等の採取や生産とともに、対象森林すべてを面的に整備する活動も併せて行うこととし、当該活動の面積を算定してください。

2. 対象活動の要件

(問 E-2-1) 間伐は対象となりますか。

(答) 対象となります。ただし、森林資源利用タイプで行う場合は利用を目的として搬出をすることが必要です。(林内利用でも可)

(問 E-2-2) 活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工は何を想定していますか。

(答) 未利用資源の伐採・搬出等の森林整備の作業に対する支援を主目的としているため、加工については、しいたけ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太、特別な燃焼機材を必要としない薪や炭といったものを生産する簡易な加工を想定しています。
このため、資機材購入についてもブリケット製造器 (薪等を高圧で固める装置) やペレット製造器等は認められません (利用機材としてのペレットストーブ等も同様)。

(問 E-2-3) 活動の成果として収入があっても差し支えありませんか。

(答) 差し支えありません。

(問 E-2-4) 薪ストーブ・ボイラー等の設置場所はどのような場所であれば認められますか。

(答) 活動組織の事務所や不特定多数が利用する施設 (公的機関でなくとも良い) に設置し、対象森林からの材を 50% 以上利用するのであれば認められます。ただし処分制限期間

中の管理は活動組織が責任を持って行うことが必要です。

3. 交付金の使途

(問 E-3-1) 木を伐った後に利用する場所まで材を持って行きたいが、対象となりますか。

(答) 利用する場所まで、活動団体自らが現場から持ち出す際の燃油代、人件費を対象とすることができます。ただし、都道府県内の輸送に限ります。また、高速道路利用料は対象外です。(都道府県外への輸送であっても隣接する市町村への輸送であること。ただし地域協議会が認める場合はこの限りではありません)

(問 E-3-2) 薬用植物の採取、生産は対象となりますか。また、薬用植物以外でも対象ですか。

(答) 森林由来の生薬の原料となる薬用植物 (クロモジ、キハダ、ホウノキ、オウレン等) の採取、生産のほか、当該採取等を行う森林の整備 (下草刈りや除間伐、歩道整備等) が対象となります。

また、薬用植物以外でも、森林内でのコウゾ、ミツマタ、花木 (シキミ、サカキ等) 、枝葉の採取、生産についても同様に対象となります。

G < タイプ別 (森林機能強化タイプ) >

1. 申請方法

(問 G-1-1) 森林機能強化タイプの取組延長はどのように確定すればよいのですか。【千】

(答) 取組延長は採択申請時には凶測等により長さを計上してください。

採択後、地域協議会が実測します。これにより延長に変更がある場合は変更承認申請を提出する必要があります。なお、実際の延長が承認された延長を超えた場合、超えた分は交付金額の算定対象にはなりません。

2. 交付金の対象

(問 G-2-1) 森林機能強化タイプの実施に必要な「機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、傷害保険等」は交付金の対象になりますか。

(答) 交付金の対象になります。

H < その他 >

(問 H-3) 会計検査はどこが対応するのですか。【千】

(答) 各活動組織単体も会計検査院による検査対象です。

検査対象となった場合は、説明のできる代表者や会計責任者の出席を要します。地域協議会の事務局も検査に立会いますが、活動組織におかれましては、本交付金は公金であることを常に自覚し、

「 本交付金事業の趣旨 (要領・要綱等に記載があるか) に沿っているか、対外的に説明ができる支出か 」の視点により会計書類の調製をお願いいたします。